

○厚生労働省告示第三百三十八号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年十一月二十二日から適用する。

平成二十九年十一月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後						
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)						
1788	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ペムブ ロリズマブ、アベル マブ、化学療法、放 射線療法、G005、 J045なし
(略)						
1858から 1883まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ペムブ ロリズマブ、アベル マブ、セツキシマ ブ、動注化学療法、 化学療法、放射線療 法、G005、J045なし
(略)						
2489から 2512まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ペムブ ロリズマブ、アベル マブ、化学療法、 放射線療法、J038 (3に限る。)、 G005、J045なし
(略)						
2609から 2658まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ペムブ ロリズマブ、アベル マブ、パニツムマ ブ、セツキシマブ、 レゴラフェニブ水和 物、ペバシズマブ、 アフリベルセプト、 ベータ、オキサリ プラチン、フルオロ ウラシル+レボホリ ナトカルシウム+ イリノテカン塩酸塩 水和物、トリフルリ ジン・チピラシル塩 酸塩、化学療法、放 射線療法、J038 (3 に限る。)、G005、 J045なし
(略)						
3108から 3125まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	インフリキシマブ (強直性脊椎炎の場 合)、インフリキシ マブ、トシリスマ ブ、アバタセプト、 サリルマブ、アダリ ムマブ、ゴリズマ ブ、セルトリスマブ ベゴル、トファシチ ニブクエン酸塩、パ リシチニブ、エタネ ルセプト、リハビリ テーション、J041- 2、J039、G005、 J045なし
(略)						
3161から 3168まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ペムブ ロリズマブ、アベル マブ、インターフェ ロン、化学療法、放 射線療法、G005、 J045なし
(略)						

改正前						
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)						
1788	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ペムブ ロリズマブ、アベル マブ、化学療法、放 射線療法、 G005、J045なし
(略)						
1858から 1883まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ペムブ ロリズマブ、セツキ シマブ、動注化学療 法、化学療法、放射 線療法、G005、J045 なし
(略)						
2489から 2512まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ペムブ ロリズマブ、化学 療法、放射線療法、 J038 (3に限る。)、G005、J045なし
(略)						
2609から 2658まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ペムブ ロリズマブ、パニツ ムマブ、セツキシマ ブ、レゴラフェニブ 水和物、ペバシズマ ブ、アフリベルセプ ト、ベータ、オキ サリプラチン、フル オロウラシル+レボ ホリナトカルシウ ム+イリノテカン塩 酸塩水和物、トリフ ルリジン・チピラン ル塩酸塩、化学療 法、放射線療法、 J038 (3に限る。)、G005、J045なし
(略)						
3108から 3125まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	インフリキシマブ (強直性脊椎炎の場 合)、インフリキシ マブ、トシリスマ ブ、アバタセプト、 アダリムマブ、ゴリ ズマブ、セルトリス マブベゴル、トファ シチニブクエン酸 塩、パシチニブ、 エタネルセプト、リ ハビリテーション、 J041-2、J039、 G005、J045なし
(略)						
3161から 3168まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ペムブ ロリズマブ、イン ターフェロン、化学 療法、放射線療法、 G005、J045なし
(略)						

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
別表一			別表一		
	薬剤	番号		薬剤	番号
1～8	(略)	(略)	1～8	(略)	(略)
9	ボルテゾミブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3816から3820まで及び3829から3832まで	9	ボルテゾミブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3816から3820まで及び3829から3832まで
	ボルテゾミブ（医薬品医療機器等法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会が平成29年9月8日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	3816から3820まで、3829及び3830			
10～21	(略)	(略)	10～21	(略)	(略)
22	リュープロレリン酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3221、3238、3239、3241、3242、3245、3248、3544、3545、3554及び3558	22	リュープロレリン酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3221、3238、3239、3241、3242、3245、3248、3544、3545、3554及び3558
	リュープロレリン酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1734			
23・24	(略)	(略)	23・24	(略)	(略)
25	(略)	(略)	25	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年12月17日、平成28年2月29日、同年8月26日、同年12月2日及び平成29年9月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1956から1958まで、1967、1968、1977、1978、2516から2518まで、2526、2527、2536、2539、2544、2547、3163、3166、3480から3491まで、3808、3809、3811及び3812
	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年12月17日、平成28年2月29日、同年8月26日及び同年12月2日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1956から1958まで、1967、1968、1977、1978、3163、3166、3480から3491まで、3808、3809、3811及び3812			
26～33	(略)	(略)	26～33	(略)	(略)

34	セリチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年3月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1961及び1981	34	セリチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年3月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1961及び1981
	セリチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年9月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1961及び1981			
35～74	(略)	(略)	35～74	(略)	(略)
75	ヌシネルセンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1734から1738まで	75	ヌシネルセンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1734から1738まで
	ヌシネルセンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年9月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1734から1738まで			
<u>76</u>	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2887から2891まで、 2893、2894及び2898			
<u>77</u>	エルトロンボパグ オラミン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたもののうち、同日において現に存する他の治療方法では十分な効果が期待できない場合に限る。）に係るものに限る。）	3871及び3873			
<u>78</u>	パクリタキセル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2519、2520、2528、 2540及び2541			
<u>79</u>	フルベストラント（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3221から3223まで、 3231から3233まで、 3241、3242、3245及び 3248			
<u>80</u>	パルボシクリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3221から3223まで、 3231から3233まで、 3241、3242、3245及び 3248			

<u>81</u>	グレカプレビル水和物／ピブレンタスビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880から2886まで
<u>82</u>	アミノレブリン酸塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3525、3527、3529及び3530
<u>83</u>	ベリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤（点滴静注用に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3130及び3137
	ベリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤（皮下注用に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3130
<u>84</u>	ダラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3842及び3848
<u>85</u>	アベルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
<u>86</u>	ベズロトクスマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	4038